



0550-1048
令和6年4月4日

各県立学校長 殿

スポーツ振興課長

体育活動等における落雷事故の防止について（通知）

このことについては、これまで各学校において管理と指導の適正を図るよう配慮をお願いしているところですが、先日、学校管理下における落雷事故が発生しております。つきましては、再度、下記事項に十分留意の上、事故防止の徹底を図るよう貴所属職員に周知するとともに指導願います。

記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
また、落雷の発生しやすい気象条件下において指導する場合には、その場に依じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難したりするなどの適切な対応ができるよう指導の徹底を図ること。
- 2 落雷に関する適切な知識について、再度知見を深めておくとともに、事故発生の際の連絡及び救急体制を確立し、常時全職員の指導体制を明確に認識させておくこと。
救急体制の確立においては、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修にて落雷の際の対応について取り扱うとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当や、保健教育等を通して理解を深めさせること。
なお、AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について定期的な点検を実施すること。
- 3 過去に発出された以下の参考通知文について再度確認を行うこと。

〔参 考〕

- ① 「落雷事故の防止について（依頼）」
（平成30年7月24日付け 事務連絡
人権同和教育課生徒指導・安全担当主幹）
- ② 「落雷事故の防止について」
（平成26年8月8日付け 0550-1493 教育長通知）
- ③ 「児童生徒の体育活動等における事故防止について」
（令和6年4月1日付け 5-0550-2148 スポーツ振興課長通知）
- ④ 「学校における運動会・体育大会等の実施について」
（令和5年4月13日付け 0550-1025 スポーツ振興課長通知）

学校体育担当 早崎

TEL：0985-26-7596 FAX：0985-26-7339

Email：hayasaki-tatsuya@pref.miyazaki.lg.jp

各県立学校長 殿

スポーツ振興課長

児童生徒の体育活動等における事故防止について（通知）

このことについては、かねてから管理と指導の適正を図るよう関係者の特別の配慮をお願いしているところですが、学校管理下における体育活動等での児童生徒の事故が依然として発生しております。

については、下記事項に十分留意の上、事故防止の徹底を図るよう指導願います。

記

- 1 教科指導、部活動、体育スポーツ・健康安全に関する教育活動における指導
 - (1) 上記活動の指導を行う場合は、学校においてあらかじめ児童生徒一人一人の発達の段階・健康状態・運動能力及び体力等の実態を考慮して、指導計画・指導組織について十分な検討を加えるとともに、実施に当たっては、児童生徒の掌握に努め、活動の状況等を記録するなどして万全を期すること。

なお、児童生徒の体育活動に支障のある既往症及び心臓疾患や腎臓疾患などの疾病異常の有無についても熟知し、それに基づいて、学校医・保護者等と密接な連携を図りながら適切な指導を行うこと。

特に、新入学児童生徒については、就学時健康診断票、あるいは進学の際に小・中・義務教育学校から送付された健康診断票等により、健康状態を的確に把握しておくこと。
 - (2) 事故発生の際の連絡及び救急体制を確立し、常時全職員の指導体制を明確に認識させておくこと。

さらに、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について、保健教育等を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。

なお、AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について定期的な点検を実施すること。
 - (3) 近年、熱中症が多発している現状を踏まえ、開催時期について十分配慮すること。

また、紫外線を無防備のまま長時間直接受けることは避けるようにしたり、落雷の発生しやすい気象条件下では、その場に依じた的確な判断のもとに、活動を中止・中断し、安全な場所へ避難したりするなどの適切な対応ができるよう指導の徹底を図ること。

さらに、指導者は児童生徒の健康観察等を十分行うとともに、日頃から児童生徒が自ら健康状態を把握し、指導者に対して意思表示できる能力や態度の育成に努めるとともに、事前に段階的な指導を行うなど、安全面に十分配慮すること。
 - (4) 予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全確認を行い、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底すること。
 - (5) 児童生徒に役員・審判を担当させる場合は、事前に安全管理についての指導を徹底しておくこと。
 - (6) 放課後等に活動を行う場合は、活動計画（時間、場所、内容、方法）を立案し、効率的かつ適正な指導を行うこと。
 - (7) 部活動については、各学校が作成した「部活動の方針」に基づいた休養日を設定するとともに、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。

指導に当たっては、部活動の意義と留意点を確認するとともに、心理的な不安を解消する場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。

なお、全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。

- (8) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策については、全職員で共通理解した上で適切に対応すること。

2 施設設備の安全管理と効果的な活用

- (1) 施設設備の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、定期及び日常の安全点検を計画的に行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すること。
- (2) 授業や部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員へ周知すること。
- (3) プールの管理に当たっては、防護柵、排水溝及び排環水口のふた並びに浄化装置等について常に安全点検と整備を行い、特に、プール使用中には絶対に排水を行わないなど事故防止に万全を期すること。

3 大会・コンクール等への参加についての指導

大会・コンクール等への参加に当たっては、本人の意思・健康状態・体力などについて十分留意し、保護者との連携を密にするとともに、状況によっては参加させない等の措置をとること。

なお、参加日程等については、児童生徒の心身の発達の段階からみて、無理のないよう配慮すること。

[参 考]

- ① 「学校における運動会・体育大会等の実施について」
(令和5年4月13日付け 0550-1025 スポーツ振興課長通知)
 - ② 「水泳等の事故防止について」
(令和2年5月22日付け 0550-1224 教育長通知)
 - ③ 「児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止について」
(令和5年9月25日付け 0550-1612 スポーツ振興課長通知)
 - ④ 「組体操等による事故の防止について」
(平成28年3月29日付け 0550-2133 教育長通知)
 - ⑤ 「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」
(平成29年1月17日付け 0550-2016 スポーツ振興課長通知)
 - ⑥ 「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」
(平成29年12月28日付け 0550-1895 スポーツ振興課長通知)
 - ⑦ 「運動部活動の指導管理の徹底について」
(平成30年7月2日付け 0550-1391 教育長通知)
 - ⑧ 「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針の策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」
(平成30年10月1日付け 0550-1701 教育長通知)
- 「宮崎県文化部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針の策定及び文化部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」
(令和元年9月2日付け 0270-1519 教育長通知)

学校体育担当 早 崎

TEL : 0985-26-7596 FAX : 0985-26-7339

Email : hayasaki-tatsuya@pref.miyazaki.lg.jp



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN



落雷事故の防止について(依頼)

30初健食第15号
平成30年7月20日

2018

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各公私立短期大学担当課長
各国公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長 殿
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓也

(印影印刷)

落雷事故の防止について(依頼)

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところですが、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事实施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況(別添参照)にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(文部科学省 平成30年2月初版)及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」(文部科学省 平成25年3月改訂)等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。



記

1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行))によれば、厚い黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所(鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部)に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」(レーダー・ナウキャスト(降水・雷・竜巻):全国 雷ナウキャストとは)などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いします。

【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月初版 文部科学省)
- 「生きる力」を育む防災教育の展開(平成25年3月改訂 文部科学省)
- 小学校教職員用研修資料(DVD)「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
(平成21年3月 文部科学省)
- 中学校・高等学校教職員用研修資料(DVD)「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
(平成22年3月 文部科学省)
- 小学生用(低学年・高学年)防災教育教材(CD)「災害から命を守るために」
(平成20年3月 文部科学省)
- 中学生用防災教育教材(DVD)「災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用)～」
(平成21年3月 文部科学省)
- 高校生用防災教育教材(DVD)「災害から命を守るために～防災教育教材(高校生用)～」
(平成22年3月 文部科学省)
- 「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」(平成13年5月 日本大気電気学会)
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」(平成25年4月 気象庁)

【別添】

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26年度給付]

○被災生徒: 高等学校2年生男子

死亡障害種: 電撃死

〈体育的部活動: 野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[18年度給付]

○被災生徒: 高等学校2年生男子

死亡障害種: 下肢切断・機能障害

〈学校行事: 運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[15年度給付]

○被災児童: 小学校4年生男子

死亡障害種: 電撃死

〈登下校中: 下校中(徒歩)〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点(平成16年版)」に掲載

お問合せ先

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

電話番号: 03-5253-4111(内線2966)